

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県情報公開条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 県民等（県民、県内の事業所等をいう。以下同じ。）以外の者からの開示申出については、実施機関は、公文書の開示に応ずるよう努めることとしているが、その手続は、条例上明示されていない。また、開示申出があった場合において、開示しようとする公文書に第三者に関する情報が含まれているときの当該第三者の保護が必ずしも十分ではない。そのため、開示申出に係る開示手続の明確化及び当該第三者の保護に関し必要な規定の整備を行う。
- (2) 県民等からの開示請求に基づく開示決定等に当たり、第三者に関する情報が含まれている公文書について、実施機関が非開示決定、部分開示決定を行い、又は公文書の存否を明らかにせず開示決定を拒否することにより、当該第三者が意見書提出の機会を与えられなかった場合であって、当該開示決定等に対し開示請求者が不服申立てを行ったときに、実施機関から諮問を受けた鳥取県情報公開審議会が開示すべき旨を答申すると、当該第三者は、意見書提出の機会を与えられないまま公文書が開示されてしまうこととなる。そのため、当該第三者の保護に関し必要な規定の整備を行う。

2 条例の概要

- (1) 県民等以外の者からの開示申出について、次のとおり必要な規定の整備を行う。
 - ア 開示手続は、イ及びウに係る部分等を除き、県民等からの開示請求の場合の例によることを条例上明示する。
 - イ 開示しようとする公文書に第三者に関する情報が含まれている場合は、次の場合を除き、当該第三者に意見書提出の機会を与えることとする。
 - (ア) 当該第三者の所在が判明しないとき。
 - (イ) 当該第三者に関する情報が非開示情報に該当しないことが明らかであるとき。
 - ウ イにより意見書提出の機会を与えられた第三者が、開示により支障を生ずる旨を意見書により回答したときは、当該部分は開示しないこととする。
 - (2) 県民等からの開示請求に基づく開示決定について、鳥取県情報公開審議会は、不服申立てに係る諮問に対し開示決定をすべき旨の答申をしようとするときは、(1)のイの(ア)の場合を除き、実施機関から意見書提出の機会を付与されなかった第三者に対し、意見書等を提出する機会を与えなければならないこととする。
 - (3) その他所要の規定の整備を行う。
 - (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布の日とする。
 - イ 改正後の条例の規定は、施行日前に開示請求又は開示申出があったもののうち、改正後の条例の内容が適用できるものについても適用する。

◇鳥取県手数料徴収条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 受益と負担の公平確保を図るため、法令又は条例に定めがないことによりこれまで手数料を徴収していなかった各種証明書の発行事務について、当該証明書の発行に関し手数料を新たに徴収するとともに、既存の手数料の額を見直す等の改正を行う。
- (2) 道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用物件として道路の区域内の地面に設けられる自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具が加えられたことに伴い、当該占用物件について徴収する占用料の額を定める。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県手数料徴収条例の一部改正
 - ア 次のとおり新たに手数料を徴収する。

事務の区分	手数料の額
(ア) 認証した旨を附記した宗教法人の規則の謄本の再交付	1 件につき 650円
(イ) 行政書士試験の合格証明書の交付	1 件につき 650円
(ウ) 地方公務員として県に在職した履歴、退職その他の事実の証明	1 件につき 650円
(エ) 県立保育専門学院、看護師等養成施設、歯科衛生専門学校、高等技術専門学校及び農業大学校における成績証明書及び卒業証明書の交付（卒業した者に対し交付するものに限る。）	1 件につき 420円
(オ) 道路の幅員に関する証明書の交付	1 件につき 650円
(カ) 採石業者登録証の再交付	1 件につき 4,500円
(キ) 採石業務管理者試験合格証又は業務管理者認定証の再交付	1 件につき 2,000円
(ク) 砂利採取業者登録証の再交付	1 件につき 4,500円
(ケ) 砂利採取業務主任者試験合格証又は業務主任者認定証の再交付	1 件につき 2,000円
(コ) 建築士事務所の登録に関する証明書の交付	1 件につき 650円
(サ) 教育職員の免許状の授与又は交付に関する証明書の交付	1 件につき 650円
(シ) 県立高等学校又は特別支援学校における単位修得、学習成績、卒業、修了その他の証明書の交付（卒業した者に対して交付するものに限る。）	1 件につき 420円

イ 次のとおり手数料の額を引き上げる。

事務の区分	単位	手数料の額	
		現 行	改正後
(ア) 介護支援専門員実務研修受講試験の実施	1 件につき	7,000円	8,000円
(イ) 液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付	1 件につき	630円	650円
(ウ) 登録電気工事業者登録簿の謄本の交付	用紙 1 枚につき	600円	650円
(エ) 免許漁業原簿の謄本又は抄本の交付	用紙 1 枚につき	520円	650円
(オ) 漁船の登録の謄本の交付	用紙 1 枚につき	440円	650円
(カ) 建設業の許可に関する証明書の交付	1 通につき	400円	650円
(キ) 解体工事業者の登録に関する証明書の交付	1 件につき	400円	650円

ウ 次のとおり手数料の額を引き下げる。

事務の区分	単位	手数料の額	
		現 行	改正後
(ア) 旧軍人軍属の履歴に関する証明書の交付	1 件につき	700円	650円
(イ) 計量証明事業の登録簿の謄本の交付	用紙 1 枚につき	760円	650円
(ウ) 浄化槽工事業者登録簿の謄本の交付	用紙 1 枚につき	680円	650円

エ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県建築基準法施行条例の一部改正

次のとおり新たに手数料を徴収する。

事務の区分	手数料の額
建築確認台帳に記載された事項に関する証明書の交付	1 件につき 650円

(3) 鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例の一部改正

ア 次のとおり手数料の額を引き下げる。

事務の区分	単位	手数料の額	
		現 行	改正後
検査証明書、予防接種証明書、家畜薬浴証明書、家畜投薬証明書及び無病証明書の交付	1 件につき	850円	420円

イ その他所要の規定の整備を行う。

(4) 鳥取県道路占用料徴収条例の一部改正

ア 次のとおり新たに占用料を徴収する。

占用物件	単位	占用料の額	
		非課税とされる占用	非課税とされる占用以外の占用
道路の区域内の地面に設けられる自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具	占用面積1平方メートルにつき1年	近傍類似の土地の時価に0.018を乗じて得た額	近傍類似の土地の時価に0.0189を乗じて得た額

イ その他所要の規定の整備を行う。

(5) 鳥取県警察手数料条例の一部改正

次のとおり手数料の額を引き上げる。

事務の区分	単位	手数料の額	
		現 行	改正後
自動車の保管場所の確保を証する書面の再交付	1件につき	400円	650円

(6) 施行期日は、平成19年4月1日とする。ただし、(4)は、同年1月4日とする。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

八東第1団地の八頭町への事業主体の変更に伴い当該県営住宅を廃止するとともに、県営住宅の建替等に伴う所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 県営住宅から八東第1団地を除く。
- (2) 県営住宅の位置について所要の改正を行う。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成19年1月1日とする(1)を除き、公布の日とする。

◇鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 市場運営の適正化を図るため、市場施設の利用に係る許可等の制度について所要の改正を行う。
- (2) 受益と負担の公平確保を図るため、卸売業務施設の利用に係る使用料について所要の改正を行うとともに、不正の行為により市場施設の利用に係る使用料の徴収を免れた者に対し、過料を科する。
- (3) 施設の有効活用を図るため、市場施設のうち仲卸店舗を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 卸売業務施設の仲卸業務のための利用について、許可制度を設ける。
- (2) 卸売業者が定める受託契約約款に係る承認制度を届出制度に改める。
- (3) 次の表の区分の欄に掲げる市場施設の利用について、同表の使用料の欄に定めるところにより使用料を徴収する。

区 分		使 用 料	
		単 位	金 額
卸売業務施設	仲卸業務のための利用	使用面積1平方メートルにつき1月	1,330円
	仕立場のための利用	使用面積1平方メートルにつき1月	1,330円

(4) 不正の行為により市場施設の利用に係る使用料の徴収を免れた者は、徴収を免れた金額の5倍に相当す

る金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円）の過料に処する。

(5) 仲卸店舗に係る規定を削る。

(6) その他所要の規定の整備を行う。

(7) 施行期日等

ア 施行期日は、平成19年4月1日とする。ただし、(5)は規則で定める日から、イは同年3月1日から施行する。

イ 卸売業務施設における仲卸業務の許可を受けようとする者の申請等の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

ウ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県監査委員条例の一部改正について

1 条例の改正理由

(1) 地方自治法の一部が改正され、これまで4人とされていた都道府県の監査委員の定数を条例で増加することができるようになったことにかんがみ、監査の充実・強化を図るため、監査委員の定数を増員する。

(2) (1)のほか、定期監査の着手時期を早めることにより監査の充実を図る。

2 条例の概要

(1) 監査委員の定数を6人（現行 4人）とする。

(2) 定期監査の実施期間を、毎年4月から10月まで（現行 毎年6月から10月まで）とする。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、平成19年4月1日とする。ただし、イは、公布の日から施行する。

イ 定数増加に伴う新たな監査委員の任命等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。

◇鳥取県総合開発審議会条例等の廃止について

1 条例の廃止理由

必要性の薄れている条例等を一括して廃止する。

2 条例の概要

(1) 次の条例は、廃止する。

ア 鳥取県総合開発審議会条例

イ 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例

ウ 市町村の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例

エ 鳥取県農業振興審議会設置条例

オ 鳥取県漁業協同組合合併助成条例

カ 鳥取県農林団体組織整備助成条例

キ 恩給の年額の昭和48年改定に関する条例

ク 恩給の年額の昭和61年改定に関する条例

ケ 恩給の年額の昭和62年改定に関する条例

コ 恩給の年額の昭和63年改定に関する条例

サ 恩給の年額の平成元年改定に関する条例

シ 平成元年4月分から同年7月分までの遺族年金に係る加算の年額の特例に関する条例

ス 恩給の年額の平成2年改定に関する条例

セ 恩給の年額の平成3年改定に関する条例

ソ 恩給の年額の平成4年改定に関する条例

(2) 施行期日等

ア この条例は、公布の日から施行する。

イ 所要の経過措置を講ずる。